

一般建築物石綿含有

建材調査者講習会を開催

概要

建築物等の解体または改修の作業をおこなうときには、対象建築物等の石綿等の使用有無について調査が必要になります。令和2年7月に石綿障害予防規則等が改正され、事前調査を実施するために

必要な知識者がおこなうことが義務付けられました。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了試験に合格した者とされています。

日時

6月1日(土)、

2日(日) 午前9時
30分から午後6時

会場

兵庫県中央労働セ

ンター大ホール

定員

50人(先着順)

受講料

4万9500円

(テキスト代、試験
代含む)

締切

5月20日(月)